

# 「農と食」 北の大地から

連載第 173 回

「種子法」廃止と北海道農業の行方(その7)

～道条例の「素案」に懸念の声～

種子法の廃止を受けた新たな道条例の「素案」がまると、従来の稲・麦類・大豆のほか、小豆・インゲン、エンドウ・ソバの4品目を対象作物に加える方向が示された。だが、「主要農作物等」の定義づけは曖昧で、補助金絡みで策定された「要綱」を転写した内容にすぎない。主力作物の馬鈴薯や甜菜、野菜、飼料作物は対象から抜け落ち、在来種の保護や自家採種の権利に関する記述もない。市民団体主催の道との意見交換会では、種子生産への民間参入に対する懸念の声も相次いだ。将来の北海道農業に対する哲学も希薄で、知事の退任に合わせたスケジュール消化の色彩が濃い。ここは原点に戻り、制定前に道民に対する説明の場をつくり、合意形成に努めるべきだ。



▲道農政部の担当者(右)から「種子条例」に対する公開質問状の回答を聞く「たねの会」の人たち(10月9日、道庁で)



◀道内の作付面積12万ヘクタール、農業産出額第14位——条例の対象作物になる見込みの小麦の収穫風景

# 道民不在で生煮えの条例づくり 将来の世代に誇れる内容目指せ

既存の「要綱」の対象作物を  
条例「素案」に転写して示す

高橋はるみ知事の在任中の条例制定をめざす道は、10月9日の道議会に「主要農作物等の種子生産に関する条例(仮称)」の「素案」を示す一方で、10月11日から1カ月間、パブリックコメントの募集も進めた。「素

案」では、これまで対象作物としていた稲・小麦・大麦・大豆のほか、小豆・インゲン・エンドウ・ソバの4品目を新たに追加し、「主要農作物等」と位置づけ条例の対象にした。しかし、これら8品目はすでに道の要綱・要領の対象作物になっており、それを条例に写し取っただけの内容にすぎない。

10月25日、「北海道たねの会」(以下「たねの会」と略。久田徳二代表が主催した、種子条例をめぐる道民と道農政部との意見交換会。道央圏の生産農家や消費者、農業団体や自治体の関係者らを中心に100人余りが参加したが、「素案」の対象作物の決め方に対する疑問や、民間参入によつて遺伝子組み換え(GM)作物の

種子が生産されることを危惧する声が相次いだ。「種子法の廃止には、GM作物の種子を販売する企業を、日本の種子市場に参入させようとする意図がある。『主要農作物等』に菜種が入っていないが、(米国に本社があった多国籍バイオ化学企業の)モンサントはGM菜種を開発し、北海道に導入させた

いと考えている。(道が農業を)防衛する気があるのなら、(ノンGMの)種子用トウモロコシや菜種、優良作物としても期待できる亜麻を戦略作物と捉え、『等』のなかに入れることが必要だ」と、戦略的な視点の必要性を指摘した。これは、農業経済学者の三島徳三さん(北大名誉教授)。

別の参加者からは、「国は今後、農業系の大学に特別な予算を出し、国内でGM作物の教育・研究をしていくと聞く。(育種機関から)大学に研究用として提供した『ゆめぴりか』など北海道が誇る品種を基に、他県でGM品種が作られる可能性があるのでは」と、研究用種子の提供に慎重な対応を求める声もあった。

## 道内5位の農業産出額を誇る ジャガイモが対象から除外へ

先月号で筆者は、「対象作物の選定にあたっては、例えば本道の耕地面積や生産高が一定の比率を超えるものにするなど、分かりやすい物差しが必要だろう」と指摘した。意見交換会を主催した「たねの会」では、道が認定した優良品種を「物差し」にするよう提案している。だ

が、認定された333の優良品種のうち、条例の対象になるのは85品種で、全体の4分の1にすぎない。農林水産省の統計などを基に道農政部がまとめた資料には、生産量で本道が全国一の農畜産物として小麦や大豆、馬鈴薯(ジャガイモ)、甜菜(ビート)、玉ねぎ、スイートコーン、生乳、牛肉など15品目を挙げているところが、今回の条例の対象作物には、馬鈴薯や甜菜、野菜、家畜に食べさせる飼料用トウモロコシや牧草などが入っていない。

大豆の作付面積4万ヘクタールよりも多い、馬鈴薯(5・1万ヘクタール)や甜菜(5・9万ヘクタール)、飼料作物(59万ヘクタール)は「主要農作物等」から除外された。その一方で、大豆の作付面積の1〜4%にすぎないエンドウ(425ヘクタール)や大麦(1690ヘクタール)は対象作物になっている(注：数値は16年実績)。これは、北海道農業の実態から乖離した対象作物の選び方ではないか。

本道を代表する作物として消費者によく知られ、輪作体系を維持する上でも重要な作物と位置づけられてきた、馬鈴薯を例に見てみよう。



「北海道たねの会」が主催した種子条例をめぐる道農政部と道民との意見交換会。道央圏の人たちを中心に、主催者の予想を上回る100人余りが参加した。対象作物の選び方に対する意見が相次ぎ、遺伝子組み換え(GM)作物の侵入を危惧する声も。条例制定までの間に、道自身が各地でこうした場を設けることが必要だ(10月25日、札幌市内で)





意見交換会に参加した道民の質問・意見に答える道農政部の担当職員

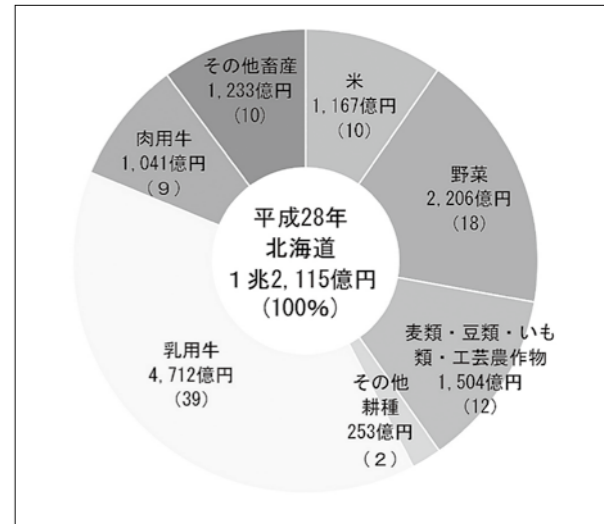


図. 北海道の農業産出額 (総額 1・2兆円。別掲の図を参照) の上位5品目は、生乳、米、乳牛、肉用牛、馬鈴薯。14位の小麦の産出額の5倍にあたる780億円を馬鈴薯が稼ぎ出す(16年実績)。現在、42品種が道の優良品種に認定されており、うち3分の1にあたる14品種は道の農業試験場が育成したものだ。

北海道の農業産出額(総額1・2兆円。別掲の図を参照)の上位5品目は、生乳、米、乳牛、肉用牛、馬鈴薯。14位の小麦の産出額の5倍にあたる780億円を馬鈴薯が稼ぎ出す(16年実績)。現在、42品種が道の優良品種に認定されており、うち3分の1にあたる14品種は道の農業試験場が育成したものだ。

道は、種馬鈴薯(種イモ)の生産販売取締条例を制定し、原種の生産計画を作成したり、国による検査の補助員として健全な種イモかどうか調べるなど、「条例に基づいて、しっかりと関与しながら種馬鈴薯を作っている」

「主要農作物」のように用語の使い分けがなされた箇所があるなど、一般の道民にはきわめて理解しにくい「素案」になっている。玉ねぎの「札幌黄」、八列トウキビ、黒千石大豆、小麦の「ルルロソ」など、在来種や地域限定品種の保護や、日本も加盟する植物遺伝資源に関する国際条約に明記された自家採種の権利について、「素案」は何も言及していない。

道は、「食の安全・安心条例」に基づく地産地消の推進施策のなかで在来種や地域限定品種に対応する意向を示したが、新たな種子条例に盛り込む意欲はないようだ。前向きな姿勢が伝わってこない。

### タイトすぎる制定プロセス

道は、種子条例の対象となる「主要農作物等」の定義を曖昧にしたまま、道議会や北海道農業・農村振興審議会をクリアすれば良しとして、高橋知事の任期に合わせた制定スケジュールを描く。11月9日にパブリックコメントの募集を終えると、12月の審議会や道議会での答弁や意見聴取を行ない、来年早々には道法制文書課による条例審査に臨む予定という。こんな生煮えで旧態依然の条例づくりでいいのだろうか。

道は当初、旧来の手法で条例づくりを進めようとしたが、市民団体の問題提起を受け、道民意見の聴取や集約した意見のフィードバックを積極的に行った。市民側は道議会保健環境委員会の議員を招いた対話集会を開き、同委員会も環境関係団体からの意見聴取を実施。庁内10部局

る(山野寺元一・農産振興課長)という。このように馬鈴薯は、行政や生産農家、消費者との関わりが大きい作物である。北海道農業・農村振興審議会などで道は、条例から除外する理由として、「植物防疫法で種イモの品質確保などを規定し、これに基づいて道の生産販売取締条例で規制してきた」と説明している。

### GM関連企業の参入を懸念し「民間事業者」めぐり不安の声

「素案」では、一部の地域でしか栽培されていない品種で、実需者から一定のニーズがあり、地域で種子生産ができる品種などについて、「農協などの民間事業者が生産する仕組みを構築する」との方向を示した。この「民間事業者」について、道は「農協の系統団体を念頭に置いたもの」と説明するが、「GM作物の開発に関係する企業が参入する余地を残すのではないか」と懸念を抱く人もいる。先の意見交換会でも、「農水省が許可を出すことで、今後モンサントなどの息が掛かった除草剤やGM作物を認めていく可能性が高い。道のGM規制条例だけで守りきれぬのか(生産農家)」



本道の農業産出額第5位、主力作物になっている馬鈴薯の収穫風景(十勝管内士幌町で)

「たねの会」事務局長の安川誠二さんによると、10月中旬、町内会に関する条例づくりを進めている札幌市はシンポジウムを開き、約200人の市民が同条例の「素案」をめぐって議論を深めたという。「本来であれば、種子条例も「たねの会」が一般市民と道農政部との意見交換の場を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催し、直接道民から意見を聞くべきです」と、安川さんが力を込める。同会では、「素案」に対する20項目ほどの公開質問状をまとめ、11月中旬にも道に提出する予定だ。「どの作物の種子を条例の対象にするのか」。それには、将来の北海道農業のあるべき姿を描き、育種や生産の現場、流通や消費に関わる人たち、道民の意見などに耳を傾けながら決めていくのが基本になる。種子に関する基本条例なのだから、成案をまとめるには最低でも1年はかかるのが普通である……」



出荷の時を待つ道産米の「ふっくりんこ」(函館市内で)

人類の共有財産である種子がなければ人間は生きていけない。補助金絡みで作られた要綱や要領に基づいて対象作物を決めたり、既存の制度の綻びを放置したまま事を進めるといふ選択は、あまりに安直ではないか。自治体の最高規範である条例づくりを通して、自らの仕事のあり方を検証する真剣さがほしい。

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」<https://takikawa-essay.com/> に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。